

同窓会規約

昭和31年8月7日決定

昭和59年8月5日改訂

平成9年8月3日改訂

平成22年8月1日改訂

令和5年8月6日改訂

第1章 総 則

- 第1条 本会は広島県立賀茂高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は事務局を広島県立賀茂高等学校内におく。
- 第3条 本会は会員相互の教養・親睦につとめ、併せて母校の事業を援助することを目的とする。
- 第4条 本会の事業は次の通りとする。
1. 講演会又は講習会の開催
 2. 会誌・図書発行
 3. 会員間の慶弔および表彰
 4. その他、本会の目的達成のために必要な事業
- 第5条 本会運営を円滑にするため、必要に応じて地域別に支部を設ける。

第2章 会 員

- 第6条 本会の会員はこれを正会員及び特別会員とする。正会員は次の各号の学校の卒業生で所定の入会金を納めたものとする。
1. 私立西条女学校（明治39年～）
 2. 私立西条実科高等女学校（明治44年～）
 3. 町村組合立広島県賀茂高等女学校（大正12年～）
 4. 広島県立賀茂高等女学校（大正15年～）（併設中学校昭和23年卒を含む）
 5. （旧）広島県賀茂高等学校（昭和23年）（併設中学校昭和24年卒を含む）
 6. 広島県西条高等学校（普通科・生活科・家庭科）（昭和24年～）
 7. 広島県賀茂高等学校（昭和28年～）
 8. 広島県立賀茂高等学校（昭和43年10月～）
- 特別会員は前各号の教職員として在職した者および母校の在職中の教職員とする。

第3章 役 職 員

- 第7条 本会に次の役職員を置き、それぞれの選出法により決定する。
- | | | |
|-------|-----|---|
| 名誉会長 | 1名 | 母校の現職校長 |
| 会 長 | 1名 | 理事会で推薦し、総会で決定する。 |
| 副 会 長 | 若干名 | 理事会で推薦し、総会で決定する。 |
| 理 事 | 適 数 | 評議員および母校在職中の正会員より互選する。
会長、副会長も理事とする。 |

事務局長 1 名 理事中より互選する。

事務局員 若干名 理事中より互選する。

監 査 2 名 理事会で推薦し、総会で決定する。

評 議 員 各卒業年度より原則 3 名以内および母校在職中の正会員より若干名それぞれにおいて選出する。

顧 問 若干名 本会に特に功労のあった者を推挙する。

2 会長は、本会の事務を執行するため、特に必要があると認めた場合は、委員会を置くことができる。

第 8 条 各役員はいずれも 1 ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

第 9 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。名誉会長は会長と共に本会の発展を図る。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第 10 条 理事は連帯して本会の事業の推進に当たり、必要に応じて会務を分担する。

常時会務を掌るため、事務局長および事務局員で事務局を構成し、役務分担を定めて、本会の円滑な運営をはかる。

第 11 条 支部に支部長 1 名を置き、本部・支部間の連絡を図る。その任期は支部で定める。

第 12 条 本会の事務処理のために特に必要あるときは、会長は事務局員のほかに書記若干名を任命することができる。

第 4 章 総会、理事会および評議員会

第 13 条 定期総会は毎年 1 回開催する。

第 14 条 臨時総会は、理事会で必要と認めたとき開催する。

第 15 条 総会、理事会、評議員会は会長が招集する。

第 16 条 総会で行う事項は次の通りである。

1. 会務の報告
2. 本会の予算の決定および決算の承認
3. 入会金および会費の決定
4. 財産の調査および処理方法の承認
5. 規約の変更
6. 本会の解散
7. その他必要と認める事項

第 17 条 総会の議長は出席会員の互選とする。

第 18 条 総会の議事は出席会員の過半数によって決定する。但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 19 条 規約の変更、財産の処分は総会において出席会員の半数以上、解散は出席会員の 3 分の 2 以上の同意を要する。

第20条 理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の総数の3分の1以上の請求があった時招集する。

第21条 理事会が行う事項は次の通りとする。

1. 講演会、又は講習会に関する事項
2. 会誌・図書の発行に関する事項
3. 会員間の慶弔および表彰に関する事項
4. 総会、評議員会、支部長会の開催並びにその議決執行に関する事項
5. その他必要と認める事項

第22条 理事会は委任状を併せて、その3分の1以上の出席がなければ成立しない。

第23条 理事会の議決は出席理事の過半数によって決定する。但し、可否同数の時は会長の決するところによる。

第24条 評議員会は毎年1回開催する。ただし、理事会で必要と認めれば、臨時に開催することができる。

第25条 評議員会は理事会の諮問に基づき、本会の運営に関する重要事項を審議する。

第26条 評議員会は委任状を併せ、その3分の1以上の出席がなければ成立しない。評議員会の議長は評議員の互選とする。

第27条 評議員会の議事は出席評議員の過半数によって決定する。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。評議員以外の役員も評議員会に出席して意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。

第28条 緊急を要する事項については、評議員会の決議は総会の決議に代えることができる。ただし、この場合には、総会において報告し事後承認を得なければならない。

第5章 会 計

第29条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第30条 本会の経費は、入会金、会費及び寄付金を充てる。

第31条 本会の予算は、新会計年度までに理事会が作成し、総会の承認を得なければならない。

第32条 本会の決算は、理事会が作成し、監査に附したのち、翌年度の総会の承認を受けなければならない。

第6章 支 部

第33条 支部は本会の運営を円滑にするため、次の事項を行う。

1. 支部会員の会合を催す。
2. 会費および寄付金納付の事務を補助する。
3. 会誌の資料を提供する。

第34条 支部に関する細則は支部で定める。

第35条 支部長は毎年4月末現在の会員の動静、その他支部で行った主な事業を本部に報告するものとする。